

令和4年度茨城県入札監視委員会第2回定例会議

日時 令和5年1月30日(月)

13:26~16:26

場所 県庁11階

経営事項審査会場

(挨拶、委員紹介、資料確認等は省略)

○委員

では、審議事案のほうに移りたいと思います。

まず1番目ですが、2メートル、泊地というものですか、土木部の××課のほうからご説明をお願いいたします。

○説明者

××課の××でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

1件目の案件でございます。

土木部××課で発注しました工事名、-2m泊地浚渫(補修)工事(その2)につきましてご説明申し上げます。

審議事案説明書の説明の前に、まず本工事の概要についてご説明をいたします。

資料の26ページをご覧くださいと思います。

26ページでございますが、図面中央から右にございますのが、××市××に位置する××漁港でございます。図面下側が××川になっておりますが、××川河口部に沿って、赤で着色された箇所が、今回の工事箇所であるマイナス2メートルの泊地でございます。泊地と申しますのは、漁船を停泊させる水域のエリアでございます。マイナス2メートルとは、泊地の計画水深を示しております、漁船の安全な停泊を目的として必要な水深を定めた値でございます。

本工事の目的は、マイナス2メートル泊地につきまして、漂砂などの影響により堆積しました土砂について、計画水深を確保するため、しゅんせつを実施するものでございます。

次の27ページをご覧ください。

こちらは、本工事の平面図でございますが、赤で記載されている数字が、発注時の水深でございます。しゅんせつ箇所は赤で着色されました2か所でございます。

続きまして、審議議案説明書のご説明をいたします。

お手数でございますが、1ページをご覧くださいと思います。

入札方式につきましては、総合評価方式による一般競争入札でございます。

工事名、03国補×××号、-2m泊地浚渫(補修)工事(その2)でございます。

工事種別はしゅんせつ工事で、工事箇所は××漁港、××市××でございます。

次に工事概要でございます。

マイナス2メートル泊地しゅんせつ工事対象面積Aが5,765平米でございます。バックホウによるしゅんせつボリューム、V=8,528立米でございます。

次に入札参加資格でございます。

1点目が、令和3年、4年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の格付がSまたはA等級であり、かつしゅんせつ工事の登載があること。

2点目が、過去15年にしゅんせつした工事のうち、国内の港湾・漁港において、工事用作業船を使用したしゅんせつ工事を元請として施工した実績があること。

3点目が、主任技術者または監理技術者を専任で配置できることをごさいますて、①から⑤のとおり、資格や技術者の施工経験などを条件に求めています。

4点目が、県内に建設業法に基づく主たる営業所、本店または営業所の支店等があること。

5点目が、土木一式工事において、特定建設業の許可を受けていることといたしました。

次に、入札参加資格設定の経緯及び理由でございますが、企業の実績や施工経験など、価格以外の要素を含めて落札者を決定する総合評価方式の一般競争入札として執行いたしました。この資格要件によりまして、応札可能業者は34者、内訳が、県内9者、県外26者、合わせて34者でございます。

総合評価方式の評価項目及び評価基準につきましては、県内業者を含めました特別簡易Ⅱ型を適用してございますて、資料の19ページから20ページの記載のとおりでございます。工事の成績、企業の施工実績、技術者の経験、地域内拠点、新規雇用実績などを評価してございます。

次に、また1ページのほうにお戻りいただければと思います。

入札の経緯及び結果でございます。

令和4年2月17日に入札公告を行いましたところ、5業者から入札参加資格確認申請があり、参加資格を確認した結果、全て参加資格ありと確認されました。同年3月16日に開札した結果、参加資格が確認された5業者のうち、1業者が辞退しまして、結果的に4業者が入札に参加をいたしました。

入札結果につきましては、次の2ページをご覧ください。

入札結果と価格以外の評価を総合的に評価し、評価値の一番高い者を落札者としております。その結果、評価値の第1位である×××と契約を行いました。

予定価格は、税抜き1億7,789万円。これに対しまして、入札金額は1億6,300万円で、評価点が106.0点、これらを基に算出した評価値が6.503となっております。

なお、各評価の結果につきましては、申し訳ございません、22ページに記載のとおりでございます。

次に、23ページをご覧ください。

変更契約の内容についてご説明をいたします。

本工事では、2度変更契約を行っております。

まず1回目の変更でございます。新労務単価の特例措置による変更を行っております。こちらは、技能者の方の適切な賃金水準を確保するため、労務単価の見直しを行っております。本特例措置の対象工事は、令和4年3月1日以降に契約を行う工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を算しているものでございます。本工事は、契約が令和3年3月30日で、予定価格は旧労務単価を適用しておりますので、この措置に該当しております。その結果、税込みで11万円の増額変更を行っております。

次に、24ページをご覧ください。

2回目の変更でございます。しゅんせつ工事では、年1回行われております測量結果を踏まえまして、計画水深が確保できるよう施工するよう定め、工事を発注しております。そして、契約後に、受注者が、工事着手前に事前測量を行いまして、当初設計の精査を行います。その結果、発注時の水深よりも土砂が堆積していることが明らかとなっております。そのため、本工事の目的であるマイナス2メートル水深の泊地の計画水深を確保するため、しゅんせつ土量が281立米増加しております。地点により土砂の堆積状況は異なっておりますが、本工事では、当初設計の断面と比べ、最大で、場所によっては、1.3メートルほど堆積しているような状況もございました。その結果を踏まえまして、税込みで935万円の増額変更を行っております。

次に、25ページの工事成績評定結果でございますが、評定点は施工管理が優れているなどのことから、83.1点としております。その他、創意工夫などがございまして、このような点数になっております。

以上、簡単でございますが、審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員

では、ただいまのご説明に対して、質問とかご意見がございましたら、よろしく願います。

○委員

質問なのですけれども、契約内容を変更しているのですけれども、この事前測量を実施したところということなのですが、この堆積量を測るというのは、発注して初めて測るもののでしょうか。事前に県とかが調べるとか、そういうことですか。

○説明者

発注前に、年に1回ほど測量を行っております。その数字を基に、今回の当初の設計は、ボリューム、施工範囲を定めております。しかしながら、こういった自然を相手にしているような工事でございますので、台風とかしけが来ると、そういう堆積、漂砂が侵入して、現況が変わってしまうということが度々ございますので、それを度々やっていると、費用もかかりますし、発注までの時間もまた要してしまうということから、当初の設計では、年1回のをベースにやっております、実際の工事に入る際には、もう一度施工業者さんのほうで現地を確認をして、施工をしているというような状況でございます。

○委員

分かりました。あともう1つなのですけれども、このしゅんせつというのは、大体何年に1遍やるものと決まっているのですか。

○説明者

現況を測りまして、計画水深が保てないような状況であれば、そこは船舶の下をすってしまうようなことがありますので、状況を確認しながら、必要に応じてやっていくというようなことでございます。

○委員

ありがとうございます。

○委員

ほかに。

どうぞ。

○委員

今のご質問に近いのですが、資料の24ページを拝見すると、工事の完成時期が令和4年10月で、そのしゅんせつ土量を変更するという事の契約年月日が9月、多分工事が終わりぐらいになって、計算すると、どうも土量が多かったんですけれどもという話なのかなと思ったのですが、これ、このタイミングとかというのは、実際にはどういう感じになるのでしょうか。

○説明者

実際に現地の測量、施工業者さんがやったのは、受注して間もなくの段階だったと思います。施工に入る前に、現地を確認するという意味で、音探でやって、状況を確認しています。設計の変更の時期は、このもっと後になってしまっていますけれども、このほかにいろいろ自然を相手している工事なものですから、いろいろ変更が出てくる可能性がございますので、事前にその変更箇所は、我々発注者も確認した上で、業者さんと意思の疎通をやりながら、こういうことが将来変更になりますというのをその都度確認しております。最後にまとめて、いろいろな工事箇所の変更が生じたものについては、なるべく変更を回数を少なくしてやるというのが、お互いの負担も少なくなりますので、まとめてやっていくような状況ですので、2回だけで今回は変更を済ませているという状況です。

○委員

ありがとうございます。同様の工事で、多分同じようなことをされると思うのですが、今のように、自然環境で変わるという場合は、あまり途中で刻むと、確かにおっしゃるように、何回も何回もになるので、もうざっくり最後までやって、ちょっと事前の量と事後の量の差を見て、適切な金額を改めて契約してお支払いするということでもいいのかなというふうに思ったのですが、入札の契約という意味では、ちょっとなかなかやりにくいかなと思いました。

○説明者

一応、設計金額の変更が、今回生じますので、あらかじめ受注・発注者間で、その辺は確認した上で、予算の範囲の中でできるものということもございますので、事前には我々把握してまして、最後に変更しているという状況でございます。

○委員

分かりました。

○委員

ほかには。

なければ、この議案はそのぐらいということで。

○説明者

ありがとうございます。

○委員

2番目の議案ですが、××ポンプ場沈砂池機械設備改築工事ということで、土木部の××課のほうからご説明をお願いいたします。

○説明者

××課の××でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

2番目の案件、××課で発注いたしました××ポンプ場沈砂池機械設備改築工事につきまして、審議事案説明書に沿ってご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

入札方式につきましては、総合評価方式による一般競争入札でございます。

工事名は、03国補×××号、××ポンプ場沈砂池機械設備改築工事でございます。

工事種別は機械器具設置工事で、工事場所は××市××地内でございます。

ちょっとページが飛びますけれども、24ページをご覧ください。

中央上の図が当該工事箇所的位置図でございます。写真の設備が、当該工事の対象機器でございます。

詳細な図面は、25ページから30ページに記載されてございまして、図面の赤線の箇所が当該工事箇所となっております。

本工事につきましては、老朽化した下水道ポンプ場施設における水路の中の砂やごみを除去する沈砂池機械設備の改築工事を実施するものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、工事概要でございます。

本工事で改築の概要といたしまして、水路に流れ着いたごみを除去する自動除じん機が1式、水路に流れ着いた砂を除去する沈砂かき寄せ機が1式、除去したごみや砂を地上まで排出し、ためておくための施設である沈砂・スクリーンかすスキップホイスト、沈砂・スクリーンかすホッパ、搬出機が各1式、水路内の臭いを除去する脱臭装置が1式でございます。

次に、入札参加者資格でございます。

1点目が、令和3・4年度茨城県建設工事入札参加者名簿に登録された機械器具設置工事の総合点数が1,000点以上の者であり、年間平均完成工事高が30億円以上の者であること。

2点目が、過去10年以内に、国内において竣工した地方公共団体または日本下水道事業団が発注した同種または類似機械設備工事を元請として施工した実績があること。

なお、同種工事とは、下水道終末処理場または下水道中継ポンプ場における沈砂池機械設備の新設または改築工事。類似工事とは、下水道終末処理場、下水道中継ポンプ場または浄水場における機械設備の新設または改築工事としております。

3点目が、機械設備設置工事について、建設業法第26条に規定する技術者を配置できる者であることといたしました。

また、入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。

本工事は、施設を稼働しながら、施設設備から建設設備への切り替え工事などが必要とされることから、設備に精通した高度な技術と経験を持つ業者を選定する必要がございます。よって、企業の施工実績、配置予定技術者の施工経験などを併せて評価の対象とすることにより、工事の品質確保を図るため、総合評価方式の一般競争入札として執行いたしました。この資格要件での応札可能業者数は、57者ございました。

総合評価方式の評価項目及び評価点につきましては、20ページから21ページに記載のとおりでございます。

1 ページへお戻りください。

入札の経緯及び結果でございます。

令和3年10月1日に入札公告を行いましたところ、1者から入札参加資格確認申請があり、参加資格を確認した結果、1者が参加資格ありと認められました。同年10月29日の開札には、申請した1者の応札がありました。

入札結果につきましては、2ページをご覧ください。

入札価格と価格以外の評価から評価値を算定し、評価値の一番高い者が落札しております。

今回の入札は1者のみであり、予定価格は税抜き4億2,531万円。これに対しまして、入札金額は、税抜き4億2,500万円で、落札率が99.9%、評価点が111.5点、これらを基に算出した評価値が2.623となっております。

なお、価格以外の評価結果及び総合評価結果につきましては、23ページに記載のとおりでございます。

設計変更についてでございますが、現時点では行っておりません。

なお、3か年の債務負担行為対象の工事であり、工事の完成は令和6年3月を予定しております。

以上、簡単でございますが、審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員

では、ただいまのご説明に対しまして、委員の皆様からご質問とかご意見ございましたら、よろしく申し上げます。

○委員

これ、57者可能で、1者入札で落札率99.9%っていう数字、一見すると、これでいいのかなという気はするのですが、そちらの認識としてはいかがなのでしょう。

○説明者

まず、競争性の確保についてでございますが、今回の工事は、改築工事であるわけですが、施設設備の改造も一部ございますが、全面工事に近いものであるため、競争性は図られていると考えております。しかしながら、施設を稼働させながらの工事となるため、既存施設の施工業者が、施工において優位な点がどうしても残りまして、他業者は参入を見合わせたものではないかと推察しております。

○委員

この99.9%というのも、こんなものなのだという。

○説明者

すみません、パーセンテージのところまでは、予定価格が公示されておりますので、そこはあと何%、設定していくというのは、業者さんの考えということになるので。競争性は確保されていると思うんですけども、どうしても既存業者さん、経験のあるところが有利になってしまうという形になっているところだと思います。

○委員

ありがとうございます。

○委員

ほかには。

どうぞ。

○委員

1 ページの参加資格のところですけども、ご説明があった総合点数が1,000点以上と年間平均完成工事高が30億円以上、これは件数ではなくて、1 件の大きな工事を取れば、30 億円をクリアする、ちょっと素人考えですけどもね。あるいは、たくさん同様な工事を取ってもクリアするということなのですけども、この工事の件数とか、それから、1 個当たりの大きな工事を経験しているとか、そういう制限ではなくて、合計を30億円というふうにする、これはルールなのだと思いますけれども。これはその業者さんの技術力とか工事遂行能力というものを結構的確に測っているというふうなものなんでしょうか。ルールではなくて、そういうような感じとして受け止められておられますか。

○説明者

この決めににつきましては、これまで過去に××課において、浄水工事とか、類似の工事を発注した経験から、こういう設定をなるべく各業者さんの実力といたしますか、技術力と経験を適正に評価するように設定をしております。

○委員

応札可能業者数もそんなに少なくなくて、ということで、金額の設定はそんなに何か高過ぎるとかいうことはないのではないかなと思うのですけれども、そういうような考えとか、発注側と受注者側の考えが、そういうふうを考えられているということであれば、いいと思います。

○委員

ほかに。

ちょうど今、1 者応札、今日もまた問題になるのですけれども、先ほどの99.9%という落札率なのですが、かなり高い。例えば、そもそもの設定がどういう形で算定されたのか。あまりに安い、儲けが少ないから応札しないなんていうときもたまにあるのかな、すみません。この工事だと、応札者もこの1 者とか数者で、落札率もこんなものなのですかね。資料がなければ結構なのですが。

○説明者

正直言って、ものによるところが多いのですが。先ほど申したとおり、推測の世界ではあるんですけども、どうしても、元の既存の業者さんが関与といたしますか、有利になる部分があるところについては、1 者入札、競争性の関係からだと思うのですけれども、どうしても有利な関係から、1 者入札みたいなことが間々あります。

一方、本当の待ったなしといった場合には、逆に多くの業者さんが参加するというケースが、今までの過去の例を見ますと、多いかと思えます。

○委員

大体落札率も、この90%後半台ぐらいの高い落札率で。

○説明者

落札率までは、申し訳ないです。そこのデータは申し訳ありません。

○委員

ほかにご質問は。

なければ、第2の案件も、このぐらいということにいたします。

どうもありがとうございます。

#### ○委員

では、3番目の案件ですが、中央監視制御設備改築工事ということで、また同じ××課さんのほうから説明をお願いします。

#### ○説明者

引き続き、続きまして、3番目の案件、××課で発注いたしました××浄化センターの中央監視制御設備改築工事につきまして、審議事案説明書に沿ってご説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

入札方式につきましては、総合評価方式による一般競争入札でございます。

工事名は、03国補×××号、03国補×××号、合併、中央監視制御設備改築工事でございます。

工事種別は電気工事で、工事場所は××市××地内でございます。

25ページをご覧ください。

右上の図が、当該工事箇所的位置図でございます。写真の設備が、当該工事の対象機器でございます。

また、詳細な図面は、26ページから33ページ記載のとおりでございまして、赤枠部分が、当該工事箇所となっております。

本工事につきましては、設備の監視や制御を遠隔で行う中央監視制御設備の老朽化に伴う改築工事を実施するものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、工事概要でございます。

本工事で改築を行う内容といたしまして、下水道施設の監視や制御を操作するLCD監視制御装置が1式、監視制御設備のバックアップ電源である直流電源装置が1式、沈砂池ポンプ及び水処理に係る制御信号を演算処理するコントローラが1式、既存設備である放流ポンプの運転状態を示す監視盤の改増が1式でございます。

次に、入札参加者資格でございます。

1点目が、令和3・4年度茨城県建設工事入札参加者名簿に登録された電気工事の格付がAで総合点数が1,000点以上の者であり、年間平均完成工事高が50億円以上の者であること。

2点目が、過去10年以内に、国内において竣工した地方公共団体または日本下水道事業団が発注した同種または類似電気設備工事を元請として施工した実績があること。

なお、同種工事とは、高圧受変電設備を有する下水道終末処理場におけるLCD監視制御装置の新設または改築工事。類似工事とは、下水道終末処理場、下水道中継ポンプ場または浄水場における機械設備の新設または改築工事としております。

3点目が、電気工事について、建設業法第26条に規定する技術者を配置できる者であることといたしました。

また、入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。

本工事は、施設を稼働しながら、既存設備への接続工事に伴う切り替え工事などが必要とされることから、設備に精通した高度な技術と経験を持つ業者を選定する必要がござい

ます。よって、企業の施工実績、配置予定技術者の施工経験などを併せて評価の対象とすることにより、工事の品質確保を図るため、総合評価方式の一般競争入札として執行いたしました。この資格要件での応札可能業者数は、43者でございました。

総合評価方式の評価項目の評価点につきましては、20ページから21ページに記載のとおりでございます。

1ページにお戻りください。

入札の経緯及び結果でございます。

令和3年9月17日に入札公告を行いましたところ、4者から入札参加資格確認申請があり、参加資格を確認した結果、4者とも参加資格ありと認められました。同年10月18日の開札には、4者とも参加しております。

入札結果につきまして、2ページをご覧ください。

入札価格と価格以外の評価から評価値を算定し、評価値の一番高い者が落札しております。

算定の結果、評価値が第1位である×××と契約を行いました。予定価格は税抜き3億7,869万円。これに対しまして、入札金額は税抜き2億8,650万円で、落札率が75.6%、評価点が111.5点、これらを基に算出した評価値が3.891となっております。

なお、価格以外の評価結果及び総合評価結果につきましては、23ページに記載のとおりでございます。

また、24ページに記載のとおり、本工事は、×××が調査基準価格である税抜き3億4,839万円を下回った価格での入札価格でございましたので、低入札価格調査対象案件になりました。低入札価格調査判断基準の調査項目と照らし合わせた結果、契約内容に適合した履行がされないおそれがないと認められましたので、×××を落札者といたしました。

設計変更についてでございますが、現時点では行っておりません。

なお、3年の債務負担行為対象の工事であり、工事の完成は令和6年2月を予定しております。

以上、簡単でございますが、審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員

ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願い致します。

○委員

入札結果で、基準価格を下回る応札があったということは、ちょっと後で確認するというのでいいかと思うのですけれども、一番価格の低い応札をされた方が選ばれなかったということだと思うのですけれども、これは結構あることなのですか。よくある。

○説明者

今回は、一番低い者は、対象にはなったのですけれども、それがクリアといいますが、履行されるおそれがないと判断されたことから、その者に決定しております。

○委員

そうなのですか。すみません、何か総合評価で合計の点数が低かったから、2番手というか。

○説明者

価格という意味ですか。

○委員

価格、応札の価格が一番安いとっていいのか、専門用語では分かりませんが、これはどういうこと。

○説明者

まずは、総合評価で、評価点の一番優れた者を第1者ということになるものですから、その者を調査する形になります。価格だけではなくて。

○委員

どういう会社を選ぶというような感じになるのでしょうかね。

○説明者

その総合評価の内容でございすか。

○委員

いえ、ルールじゃなくて、そのコンセプトとして、例えば、我が社は、評価点では非常に高い点をもたらえることを自負していて、絶対高い評価をもたらえるけれども、それに甘えて、ちょっと高めの金額入れると負けるぞと。そういうようなメッセージだということですかね。逆の場合もあると思いますけれどもね。

○説明者

総合評価の中身は、事前に、例えば、持ち点的に持っているものもございす。例えば、おっしゃるとおり、強みのある業者さんがいらっしゃるかと思います。推測の世界というか、そういう強みがあるところは、少し緩めというか、高めに入れても勝てるという自信があれば、そういうケースもあろうかと思います。

○委員

だから単純に金額の争いといったら変ですが、競争ではなくて、評価点と金額のバランスで。

○説明者

総合評価した形のバランスでの入札結果ということですよ。

○委員

個人的には初めて見たのでちょっと驚きました。ありがとうございました。

○委員

ほかには。

どうぞ。

○委員

今回、低入札価格調査を行ったということですが、この調査って、どういったものを調査対象として行って、結果として、問題なく施工できるという判断だということですよけれども、どういうところからそういうものは導き出されたのか教えてください。

○説明者

低入札調査につきまして、大きく数値的な判断基準とその他の判断基準、2通りございす。数値的判断につきましては、応札者の積算が県の積算の直接工事費の75%未満、共通仮設費の80%未満、現場管理費の80%未満、一般管理費の30%未満であるかどうかを調

査する。まずこれが、金額、各費目の金額と項目別に調査します。そのほかに、その他の判断基準につきましては、工事費の内訳書と調査表の整合が取れないこと、品質の低下、下請のしわ寄せ、労働条件だったりとか、安全対策の不徹底など、応札者からヒアリングを行いまして、該当の部分进行调查いたします。

今回の案件では、数値的判断基準につきましては、各費目において、基準値を下回る費目はございませんでした。また、その他の判断基準につきましても、各費目の計上根拠、下請予定業者の見積額や法定福利費の計上等に着目して説明を求めましたところ、適正な資料が提出され、かつ明確な説明を得られましたので、契約内容に適合した履行がなされないおそれはないと判断いたしました。

○委員

この落札率75.6%という数字なのですけれども、以前この委員会でお聞きしたときに、大体その積算方法というのが明らかになっていて、どこの業者が計算しても、それほど差は出ないというようなことをお聞きしたように記憶しているのですが。そういう中で、この75.6というのが、かなり低いのではないかとと思われるのですが、その理由といたしますか、原因がどこにあるか、もしお分かりになれば、お聞かせいただきたい。

○説明者

今回のケースで言いますと、業者さんから調査したときのヒアリングの中では、各近隣の××アクアステーションとか、××アクアステーション、近場に同じような処理場があるんですが、そこでも施工経験があり、この金額で施工可能ということと、また、配置技術者におきましても、監視制御設備に関する知識を十分に有していると。安全・安心、確実な施工が実現できるということから、この金額で入札されたというふうに聞き及んでおります。

○委員

なければ。今回の応札のときの総合評価の結果表のところを見ていたのですが、皆さん、入れられた金額が一律に低いのですよ。1者だけ低いというのではなくて、4者全部低くて。予定価格は公表されていますから、大体そこから積算したり、内容で積算すると、ほぼ皆さん同じ金額が出るのは分かるのですが、一律に低いというのは、あまり見てこなかったものですから、もしかしたら、最初の価格設定に何か違いがあったのかなとちょっと思ったりもしたのですけれども。先ほど言った近隣の案件なんかを参考にして算定するか、何かそういう形じゃなく、過去の経験に応じてという感じなのですか。項目とかね。

○説明者

先ほど申した受注された×××につきましては、そういう実績があつてということですが、今回の件は、やはり大幅な改築ということでございまして、先ほどの1点目の例と比べますと、競争する幅があつたというか、そういうことから、極力多くの業者を参加させて価格競争が激しくなつたということだろうと推測いたします。

○委員

先ほど低入札価格の調査のときに、低入札価格の適正の調査のときに、下請業者の方とか、品質には影響ないということで調査されたということでしたよね。

○説明者

はい、そうでございます。

○委員

それなら、はい。

ほかに。

なければ、これで。

今度は、4番目の案件で、鋼管製作接合工事（1工区）ということで、企業局××課さんのほうからご説明をお願いします。

○説明者

企業局××課の××でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

4番目の審議事案、鋼管製作接合工事（1工区）につきましてご説明いたします。

まず、事業全体の概要についてですが、企業局では、東日本大震災の被害状況を踏まえて、管路更新事業化計画を策定いたしまして、地震時の被災リスクの高い液状化地盤区間において管路の耐震化を推進しているところでございます。

資料の21ページになります。位置図をご覧ください。

本事案は、赤線で示した、表示した箇所でございます。管路更新事業化計画に基づきまして、××の原水を××取水場から××浄水場まで運ぶ導水管路の耐震化工事を行ったものでございます。

なお、本事案の施工内容といたしましては、工場での鋼管製作及び管を据え付けた後の溶接接合となっております。掘削、埋め戻し、土留め、管の据付けなどにつきましては、別途契約の管路布設工事で行っております。

それでは、1ページに戻っていただきまして、審議事案説明書をご覧ください。

一番上、入札方式は、総合評価方式の一般競争入札でございます。

工事名は、第×××号 鋼管製作接合工事（1工区）でございます。

工事種別は、鋼構造物工事になります。

工事場所は、××村××地内でございます。

工事の概要でございますが、鋼管製作接合工事といたしまして、水輸送用塗覆装鋼管、A種、直径1,200ミリ、管心長545.42メートル、管製作本数98本、鋼管接合工99箇所でございます。

続きまして、入札参加資格でございますが、入札参加資格者名簿に登載された鋼構造物工事の総合点数が1,000点以上、過去10年以内に国内において竣工した国、地方公共団体または特殊法人等が発注した同種工事または類似工事の元請の実績。鋼構造物工事について、建設業法第26条に規定する主任技術者、または監理技術者の選任配置などとしてございます。

詳細は、6ページから14ページの入札公告のとおりでございます。

続きまして、入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。

本事案は、先ほどご説明しましたとおり、××取水場から取水した原水を××浄水場に導水する管路の耐震化工事でございます。口径が直径1,200ミリと大きく、水道管路としての性能及び耐久性を確保すべく高品質な塗装及び高度な溶接技術、また適正な施工管理と施工の確実性が要求されますことから、企業の実績や技術力など価格以外の要素を含めて

落札者を決定する総合評価方式で入札を実施しております。

なお、応札可能業者数は、調査の結果、30者ございました。入札参加資格申請者は4者でございまして、全ての申請者が資格を有することを確認しました。また、この4者全てが入札に参加しております。

15ページをご覧ください。

総合評価方式の評価項目、評価点につきましては、工事成績評定、企業の施工実績、配置予定技術者の施工経験などいたしましたして、合計16点を加点する内容としております。

17ページをご覧ください。

左下に総合評価結果を記載してございますが、評価値が最も高かったものは×××でございます。

ただし、応札額が調査基準価格である1億5,300万円を下回る1億3,680万円であったため、企業局低入札価格調査制度実施運営要領に基づく調査を実施しております。

18ページをご覧ください。

低入札価格調査の結果といたしましては、調査判断基準に該当する項目がなく、契約内容に適合した履行がなされると認められましたことから、×××を落札候補者といたしまして、総合評価審査委員会の審査を行った上で、落札者と決定しております。

1ページに戻っていただきまして、一番下の入札の経緯及び結果でございます。

予定価格は、税抜きで1億6,939万円、落札率は80.8%でございました。

なお、2ページに入札の結果登録、16ページに契約内容の公表を添付しておりますので、適宜ご参照願います。

続きまして、本事案では、変更契約を行っておりますので、その内容についてご説明いたします。

まず、25ページ、変更理由書をご覧ください。

変更理由の1つ目といたしましては、快適トイレ設置でございます。これは特記仕様書に基づきまして、受注者が快適トイレの設置を希望しましたので、設置に要した基本料金、リース料金を増額変更したものでございます。

2つ目といたしましては、接合バンドの追加でございます。本事案では、6本の管布設工事と一体で施工しておりますが、当初、管路の布設区間全体に対して、片側から順番に施工していく工程を予定していたところですが、中間工区におきまして、湧水域というか、地下水が高かったものですから、その当該工区の接合を後送りせざるを得なくて、その結果、後送りした工区の始点と終点の管路接続におきまして、管路の突き合わせの溶接の施工が難しくなると、できなくなってしまうものですから、ちょっと幅を取って、上からバンドでかませて接合するというに変更したものであるものでございます。

これらの内容によりまして、19ページの変更内容のとおり、110万円の増額となっております。

20ページをご覧ください。

工事成績評定結果は、77.5点でございました。

最後に、24ページに完成写真を添付しておりますので、ご覧おき願います。

以上で、審議案件の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員

ただいまのご説明につきまして、委員の皆様からご質問とかご意見ございましたら、どうぞ。

○委員

この案件も、低入札価格調査を行ったということですが、先ほど土木部××課のほうでもそういうことがありましたが、調査の項目ですとか、判断の基準などは、同じ内容なのではないでしょうか。

○説明者

土木部と全く一緒でございます。

○委員

分かりました。あともう1点、お聞きしたいのですけれども、この快適トイレに変更したと。もともとは、快適ではないトイレだったということなのだと思います。トイレがなかったわけではなくて、仕様変更ということなんだと思うんですが、この特記仕様に基づけば、最初から快適トイレを入れておくべきだったのかどうか、その辺、途中でその仕様が、年度替わりとかで、これからは快適トイレにするようにというような仕様だったのか、それとも、ちょっと逃してしまって、施工者のほうから提案というか、指摘というか、そういうのがあって変更になったのか、そのあたりをお聞きかせください。

○説明者

労働環境の改善、働き方の改革というものの一環で、建設現場の環境をよくしようということで、いろいろその設備のグレードアップ、トイレもグレードアップ、従前のものよりも、もっと女性でも使いやすいというようなスタイルに変えようとしているのですが、いかんせん物がまだそろっていない。全ての工事現場で入れるほどの物量もないので、しかもまだ高いのですね。ですから、その差分を使いたいなら払ってあげますので、どうぞ使ってくださいと、今、普及の時期なのです。いずれ遠い将来は、当たり前になって、みんなそうなるのかもしれませんが、今は普及啓発を図っていきたいということですので、今回20万円ぐらいお支払いしたものです。

○説明者

補足なのですけれども、仕様におきましては、変更を希望する場合は、こちらで経費を見ますので、どうぞ積極的に使ってくださいというような促す形になっておりまして、業者側から提案があったので、それで変更したと。最初から仕様書でそちらを使いなさいと決めているわけではないです。変更には応じますよというような形でございます。

○委員

分かりました。

○委員

ほかにご質問、いかがですか。

では、私から。また低入札で、応札された方たちの値段ですかね、今、4者応札されていて、ほかの方たちは、ほぼ横並びなのですが、値段が。1者だけ、かなり低いのですよ。こういう場合の低価格の調査に当たって、観点として、ほかの場合よりは、より品質が落ちないかとか、下請さんがいる場合には、下請にしわ寄せがないとかというようなそういうものをちょっと加えてやるとか、何かもう少し、こういう場合の低価格調査の観点とい

うのはまた違ったものがあるのでしょうか。

○説明者

この事案の特徴といたしましては、4ページと5ページをご覧いただくと、直接工事費に占める材料代、管材の割合が75%と非常に高うございまして、この管を自分の工場で作るのか、それとも、外から買ってくるのかによって、調達コストが大きく違うと思うのです。×××さんは、自社工場でパイプを作れるということですので、そこが非常に安くできましたというのと、あとは、実績がないと今後の応札にも参加しづらいので、今回チャレンジして入れたと。ヒアリングではそういうことで聞いております。

○委員

では、自社の利益を減らして、あと自社生産のできる対応だから。

○説明者

下請につきましては、いつも慣れた下請さんを使っていますという点と、その金額も類似の工事で何か見せていただいて、そこで歩切りされていないというのは確認しております。

○委員

ありがとうございます。よく分かりました。

ほかにご質問は。

なければ、4番目の案件は、これぐらいということで。どうもありがとうございます。

○委員

では、5番目の案件につきまして、また××課のほうからご説明をお願いいたします。

○説明者

それでは、引き続きまして、5番目の審議事案をご説明いたします。

配水管布設（耐震化）工事（4工区）でございます。

事業全体の概要につきましては、先ほどの事案と同様、管路更新事業化計画に基づきまして、管路の耐震化を推進するというものでございます。

資料22ページ、位置図をご覧ください。

本事案は、赤線で表示した箇所、××工業地帯の立地企業に対しまして、工業用水を供給する配水管の耐震化工事を行ったものでございます。

それでは、1ページに戻っていただきまして、審議議案説明書をご覧ください。

一番上、入札方式は、総合評価方式の一般競争入札でございます。

工事名は、第×××号 配水管布設（耐震化）工事（4工区）であります。

工事種別は、土木一式工事です。

工事場所は、××市××地内。

工事の概要でございます。配水管布設（耐震化）工事といたしまして、直径1,800ミリの鋼管を292メートル布設。空気弁室を1か所設置するほか、支障となる××市水道管の布設替え工事を行うというものでございます。

続きまして、入札参加資格でございますが、入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の格付がS等級で、過去10年以内に国内において竣工した国、地方公共団体または特殊法人等が発注した同種工事または類似工事の元請実績があること。

土木一式工事について、建設業法第26条に規定する主任技術者または監理技術者を専任で配置できることなどおたしてしております。

詳細は、7ページから15ページの入札公告のとおりでございます。

続きまして、入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。

本事案は、先ほどご説明しましたとおり、××工業地帯の立地企業に工業用水を供給する配水管路の耐震化工事でございます。大型車両の交通量が多い幹線道路を交通規制し、通行を確保しながらの施工となるため、施工の確実性に加え、適切な施工管理が求められますことから、企業の実績や技術力など価格以外の要素を含めて落札者を決定する総合評価方式での入札を実施しております。

なお、応札可能業者数は、調査の結果、57者ございました。入札参加資格申請者は8者ございまして、全ての申請者が資格を有することを確認しております。また、入札に参加資格が認められました8者全者が参加しておりますが、取りおりの3件目でありましたことから、2者が無効となりまして、6者にて入札を執行しております。

16ページをご覧ください。

総合評価方式の評価項目、評価点につきましては、工事成績評定、企業の施工実績、配置予定技術者の施工経験などおたしまして、合計20点を加点する内容としております。

19ページをご覧ください。

左下に総合評価結果を記載してございますが、評価値が最も高かった×××を落札候補者として、総合評価審査委員会の審査を行った上で落札者と決定しております。

1ページに戻っていただきまして、一番下の入札の経緯及び結果でございます。

予定価格は、税抜き2億6,280万円、応札金額は2億5,000万円、落札率95.1%ございました。

なお、2ページに入札結果登録を18ページに契約内容の公表を添付しておりますので、適宜ご覧ください。

続きまして、本事案では変更契約を行っておりますので、その内容についてご説明いたします。

一番最後の27ページ、変更理由をご覧ください。

変更理由の1つ目といたしましては、本工事において布設した直径1,800ミリの鋼管の埋め戻しの土につきまして、当初設計では、購入土を使用して埋め戻しを行うこととしておりましたが、現地発生土の土質試験を行ったところ、埋め戻しの土として、使用する基準を満たすことが判明したため、購入土から発生土に変更しております。これに伴い、残土搬出量が減り、減額変更をしたものでございます。

2つ目といたしましては、残土の搬出先の変更でございます。当初の搬出先は、××地区にストックヤードがないことから、××方面のストックヤードへの搬出を予定しておりましたが、引き続き、より条件のよい受入れ先を探してみましたところ、施工箇所近隣の事業地内への工事間流用が可能となったため、運搬距離の短縮及びストックヤード利用料の削除により減額変更したものでございます。

3つ目といたしまして、地下水低下工の追加でございます。掘削工事を進めましてところ、浅い位置に地下水が確認されましたので、ポンプ排水の必要が生じたため、増額変更しております。

これらの変更内容によりまして、20ページの変更契約内容の公表のとおり、1,056万円の減額となっております。

21ページをご覧ください。

工事成績評定結果は82.1点でございました。

最後に、26ページに完成写真を添付しておりますので、ご覧おきください。

以上で、審議案件の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○委員

ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問とかご意見ございましたら、どうぞ。

○委員

細かいところですが、変更契約の公表の20ページでは、理由が購入土から発生土に変更ということですが、27ページの変更理由では、今おっしゃったように3つ挙げられていますけれども、これはこの3つともまとめて一言で書いたということでしょうか。

○説明者

最も変更の規模の大きいものを記載させていただいています。

○委員

これがやっぱり一番これ、大きいということですね。

○説明者

そうでございます。

○委員

ちょっと内訳も伺おうかと思ったのですが、いいです。上が一番大きい、分かりました。ありがとうございます。

○委員

どうぞ。

○委員

同じく契約内容の公表のところで、予定価格がマイナス1,054万9,000円で、契約金額が1,056万円とあるのですが、これはどういう差といいますか、何でこれ違うのですか。

○説明者（施設課）

基本的に変更も入札で決めますので、うちとしましては、1,054万9,000円より大きい数字であれば、それで決定したのがこの数字というところです。

○委員

分かりました。

○委員

ほかに。

○委員

今、入れていただいたらとおっしゃいましたか。これも入札なのですか。

○説明者

そうです。

○委員

そうなのですか。分かりました。

○説明者

見積合わせになります。

○委員

その1者だけですよね。

○説明者

そうです。入札ではなかったです。すみません。

○委員

ほかに。特になければ、この案件はこのぐらいということで。どうもありがとうございます。

○説明者

××所の××でございます。よろしくお願いいたします。

着座にてご説明をさせていただきます。

○委員

どうぞ。

○説明者

6番目の案件、××所で発注いたしました橋梁附属物設置工事につきましてご説明申し上げます。

資料1ページ、審議事案説明書をご覧ください。

入札方式は、一般競争入札、総合評価方式でございます。

工事名は、02国補×××号、橋梁附属物設置工事。

工事種別は、土木一式工事でございます。

工事場所は、都市計画道路、××線、××市××町地内でございます。

24ページのほうをご覧ください。

図の赤丸の箇所が本工事の箇所となっております。

本路線は、××市の××駅の北側に位置し、××線の東側にある県道××線を起点とし、××線を橋梁でまたぎ、西側の県道××線までを結ぶ延長1,350メートルの道路でございます。東日本大震災の際、××市は、津波による浸水被害を受け、××線の踏切が閉鎖されたために、沿岸部から内陸部への避難に支障を来したことから、安全で速やかな避難経路を確保することを目的に、当路線の整備を進めているものでございます。

本事業は、××市が事業主体であり、県は跨線橋及び一部の舗装工事を除く道路改良工事を市から受託して実施しているものでございます。

25ページをご覧ください。

工事図面の橋梁全体一般図になりますが、橋梁の下部工、上部工とも、××が市から受託して施工しておりまして、今回の工事は、××の受託外となっております橋梁の伸縮装置や排水装置等の附属物を設置し、橋面舗装を実施するものでございます。

恐れ入ります、資料の1ページにお戻り願います。

次に、工事概要でございます。工事延長がL=74メートルで、排水装置工がL=123メー

トル、伸縮装置工がL=29メートル、防護柵工がL=163メートル、橋面舗装工と橋面防水工がA=1,021平米となっております。

次に、入札参加資格でございます。

要件の1点目は、入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の格付がSまたはA等級であること。

2点目は、過去10年以内に、茨城県内において、国、地方公共団体または特殊法人等が発注した同種または類似工事を元請として施工した実績があることとしており、同種工事を橋梁におけるアスファルト舗装工または橋面防水工を施工した道路改良舗装工事または道路改良工事とし、類似工事を道路改良舗装工事または道路改良工事としております。

3点目は、1級土木施工管理技士の資格を有する等、土木一式工事について建設業法第26条に規定する主任または監理技術者になり得る者を専任で配置できること。

4点目は、××所または××務所管内に、建設業法に基づく本店があることとしております。

次に、入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。本工事は、バイパス整備における橋梁付属物設置工事であり、××線の近接する橋梁上での作業となるため、慎重な施工が求められ、施工管理、安全管理、工程管理が重要であることから、企業の実績や技術力など価格以外の要素を含めて落札者を決定する総合評価方式で入札を実施いたしました。なお、応札可能業者数は49者となっております。

次に、契約金額でございますが、税込みで8,052万円でございます。

次に、入札の経緯及び結果でございます。

資料の2ページをご覧ください。

入札の書取書になりますが、記載のとおり、6者の入札参加がございまして、×××が落札者となっております。今回は、総合評価方式でございますので、資料の21ページをご覧ください。

総合評価方式に関する評価調書でございます。2段目の表、落札者設定基準のとおり、今回は、特別簡易型Ⅱの県内型、標準タイプにより実施してございまして、評価項目及び評価点につきましては、ここに記載の13項目、117.5点満点としております。

総合評価の結果は、下段左の表のとおり、入札金額が、税抜き7,320万円、技術評価点108.5点で、総合評価の評価値1.482で1位となった×××が落札者となりました。落札率は97%となっております。

3ページから20ページにかけまして、工事起工概要書、工事数量総括表、入札公告の写し、評価点の算定方法、当初契約内容の公表を附属資料として添付させていただいております。

次に、22ページをご覧ください。

変更契約の内容につきましてご説明いたします。

契約金額は、税込みで242万円の減額でございます。

変更理由は、隣接する盛土工事が施工中のため、橋面工及び道路照明灯設置工事に着手できない状況であったため、変更契約したものでございます。具体的には、本工事区間に隣接する工事として、××線の東側の盛土工等を実施する道路改良工事を施工してまいりました。盛土工の盛土材につきましては、工事間流用ということで、他の工事から発生する

残土を利用する計画となっており、計画工程におきましては、本工事の橋面工及び道路照明の施工までには、盛土工等が完了している予定でございました。しかしながら、残土発生側の工事に遅れが生じ、それに伴いまして、盛土工にも遅れが生じ、結果として本工事の橋面工及び道路照明灯設置工事に着手できる状況ではなかったため、受注者と協議し、変更減したものでございます。

次に、23ページをご覧ください。

工事成績評定結果表でございます。評定点は80.7点となっております。

最後に、26、27ページに、工事着工前と工事完成写真を掲載させていただいたので、後ほどご覧ください。

××所の説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員

ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問とかご意見ございましたら、よろしく願います。

どうぞ。

○委員

資料の2ページで、入札、落札の結果の金額が、かなり同じ金額を出されている業者の方がいらっしゃるのですが、これは何か積算のやり方とかに従うと、大体こういう金額になって、そこから企業さんの努力というか、いろいろな要因があるのでしょうか。3つ同じなのですか。どういう事情か、もしご存じであれば教えてください。

○説明者

委員のお話があったように、ある程度の積算というものは、把握されておりますので、各社ともそれで企業努力といいますか、一般管理費等で自分たちではじいた中で、多少差が出たということと理解しております。

○委員

ということは、この一番高いところの3者の方は、あまり努力をされていなかったということなのでしょうか。

○説明者

発注された当時、手持ちのお仕事等の関係もありまして、その中で、自分たちのできる範囲を積算したということだと思います。

○委員

分かりました。

○委員

ほかに何か。

どうぞ。

○委員

変更の話なのですか。先ほどのご説明の中で、盛土工事を施工中だったので、今回工事ができなかった、工程内に間に合わないというような話だと思うのですが、盛土工事は、発注元がどちらだったのですか。

○説明者

県でございます。

○委員

県というのは、同じ……。

○説明者

別の業者さんが、××所のほうで実施した。

○委員

××所ですか。そうすると、予定どおり行かないのは多々あるのだろうとは思いますが、その辺の調整みたいなのは、発注元のが同じであるものは、そういう調整というのは、難しかったのでしょうか。

○説明者

今回の工事、盛土工事をやるために、別の工事から土を、盛土材として流用するという事で、その残土を発生する工事のほうが、全体的にちょっと遅れていたということで、結果として、盛土工事ができなかったことによって、橋面舗装工事等が今回の工事のほうでできなかったということになってございます。

○委員

残土が発生する工事っていうのは、どちらの発注だったのですか。

○説明者

県です。

○委員

その辺がスムーズに行けば、こういう変更なしで行けたのだろうなと思うのですが、この変更に関しては、後日、何か随契みたいな形で出すのでしょうか。

○説明者

もうこれで舗装工事に関しましては、事業主体である××市のほうが、この後また舗装工事を出すものですから、それに合わせまして、橋面もそこでやっていただくということで調整してございます。

○委員

それは、市のほうに、今回やれなかった部分は、市のほうにお任せしてしまうと。

○説明者

はい、そういうことになります。

○委員

分かりました。そういうのは、割とあるのですか。

○説明者

今回の事業主体は、もともと市でございまして、一般的にその舗装工を除くものを県、あと××マターのところは、××さんのほうにやっていただくということで、県が今回、道路改良工事を受託して施工したということでございまして、市のほうで、技術的な面で特別に問題なければ、市のほうで全て道路改良工事も含めてやっている手法はあったかと思えます。

○委員

はい、分かりました。

○委員

ほかには。

どうぞ。

○委員

今のものに関連するのですけれども、そうすると、ほかの工事との関係で、こういうことになったということがあるのですけれども、そうすると、例えば、この業者、施工業者、評定点というのは、そういうものは影響してしまうのでしょうか。

○説明者

評定点自体は影響しません。

○委員

ちょっと気になって、この施工業者は、これまで優良工事の受賞が今までないのですけれども、例えば、こういう評定点とかの高さが、優良工事とかの表彰される参考になるということになるのですかね。

○説明者

今、言われたように、評定点が高いところの中から、表彰時、工事を選定するということにはしておりますけれども。

○委員

分かりました。総合評価の中に、指標の中に、その優良工事の受賞というのがあるのですけれども、それはやっぱりこの評定点の高いところをお話だと選ばれるみたいな感じなのですけれども、それは、ある程度一定の基準がある、点数的な。

○説明者

当所におきましては、評定点が80点以上の中から、表彰工事のほうを選定という。

○委員

ある程度数は決まっている、割合とかが。

○説明者

おおむねという形で。対前年にもよりますけど。全体的に80点以上の評定点を取った者の中から。母数にもよりますけれども。

○委員

気になっているのは、過去に審議した発注案件の中で、優良工事の受賞がないところが落札しているというようなことがあったので、そういうものが影響があるのかなと思って、参考までにお聞きしました。ありがとうございます。

○委員

ほかにございますでしょうか。

すみません。審議事案説明書の1ページなのですが、工事概要のところ、橋梁附属物設置工事と書いてあるではないですか。その下にズラッと並んでいるのですけれども、見積書のほうというのかな、工事数量総括表を見ると、橋梁附属物工の下にあるのは、防護柵ぐらいの4つ。舗装はまた別で、さらに電気設備も別。正確に書けば、これって別なのですかね。橋梁舗装工と橋面防水工って、また別の工事ですかね。参加資格のところ、同種または類似工事の中の同種工事とはとか類似工事ってあるのですが、これ大体舗装のこととかあれしか書いていないのですけれども、もしかして、この橋梁附属物設置工事の部分というのは、これ特段資格は要らないみたいな。工事实績、あまり要らないような部

分なのですか。極論すれば、こういうときのその参加資格の設定って、どうやっているの  
だろうかと、ふっと疑問に思ったので、それでお聞きしただけなのですが。これ結構網羅  
的に入れるじゃないですか、バーッと。だから、特にこういうふうに設定した理由は何だ  
ったのかなと。橋梁附属物設置工事の類似工事、すみません、細かいことで、という部分  
で行くと、その排水設備とかが入ってくるので、これはこれで専門的工事なのかなとちょ  
っと試してみたのですが。特に意味はないですかね。同種工事とか、類似工事というとき  
に、何を挙げているかという項目だと問題なのですけれども。何でこれ特段、ここだけ取  
り出したのかな。

○説明者

こちらは、橋梁上の作業で代表的なものが一番、代表的なものは舗装工であったという  
ところで、特に排水管の例えば防護柵工とかという設定もできるのですけれども、その中  
で、工事の実績とか調べると、業者数が少ないですとか、そういったことで、一番一般的  
である舗装工を代表選手として設定したというようなかたちになってございます。

○委員

ある程度、業者数との関係なんかで、少し代表的なもので絞り込んだということですか。

○説明者

そういうことでございます。

○委員

分かりました。結構です。すみません。

ほかになれば、この案件もこのぐらいで。どうもありがとうございました。

○委員

7番目の議案、交差点改良舗装工事ということで、土木部の××所さんのほうからご説  
明お願いいたします。

○説明者

それでは、××所発注の交差点改良舗装工事につきまして、ご説明させていただきます。

初めに、資料21ページをご覧くださいと思います。

位置図になっております。図面は、上が北方向を示しております、赤色で着色した箇  
所が施工箇所でございます。国道××号は、××県××市を起点としまして、××地域を  
横断して、××県××市に至る広域的な幹線道路でございます。このうち、国道××号×  
×バイパスにつきましては、××市北部地域の渋滞緩和や××などの観光振興を目的とし  
て、平成2年度より整備を進めてきております。このバイパスは、施工北から南に位置す  
る国道××号との交差点を起点に北上しまして、施工箇所から西側に進み、図面左の××  
市との行政界までの5.9キロ区間となっております。

事業の進捗率は、事業費ベースで、令和3年度末で約97%となっております。

なお、施工箇所より東方面の点線につきましては、国道××号の延伸ルートでありまし  
て、別事業で今後は整備を進める予定としております。

22ページの平面図をご覧くださいと思います。

図面は、左が北方向となっております。赤色に着色された部分が施工箇所の範囲となり  
ます。

ご審議いただきます工事は、平成22年度に暫定で2車線で供用された交差点、これを4車線にするために、新たに2車線を付加する交差点改良工事を実施したものでございます。

23ページの写真が、施工区間の右端、国道××号側から交差点方面を撮影した整備前後の写真となります。

24ページの写真が、施工箇所の交差点から、図面左側、北側を撮影した整備前後の写真となります。

それでは、資料1ページにお戻りいただければと思います。

審議事案説明書に従いまして、ご説明させていただきます。

まず入札方式でございます。一般競争入札の総合評価方式でございます。

工事名は記載のとおりでございます。合併工事で、交差点改良舗装工事でございます。

工事種別は、土木一式工事。

工事場所は、国道××号、××市××でございます。

工事概要でございますが、交差点改良舗装工事、延長320メートル、それから、交通加重に耐えられる道路の地下の部分の土を入れ替える置換工、置き換え工が1,490立米、それから、道路排水のための側溝工が、延長142メートル、舗装の下の路盤工が、上層と下層に分かれておりまして、それぞれ1,890平米、アスファルト舗装工は、基層工、それから中間層工ということで、それぞれ1,890円平米を計上しております。

次に、入札参加資格でございます。

1つ目は土木一式工事につきまして、入札参加資格者名簿に登録された格付がS等級またはA等級であることとしております。

2つ目といたしまして、過去10年以内に、茨城県において、国、地方公共団体または特殊法人等が発注した同種または類似工事について元請として施工した実績があること。同種工事とは、同一工事内、つまり、1つの工事の中で、路床入替え、先ほどの置換、置き換え工と同じなのですけれども、この入替え工を1,400立米以上及び車道1層当たり1,500平米以上のアスファルト舗装工を施工した道路または街路の改良舗装工事としております。類似工事については、同一工事内で路床入替え及びアスファルト舗装工を施工した道路または街路の改良舗装工事としております。

3つ目といたしまして、主任技術者または監理技術者を対象工事に専任で配置できることとしております。求める要件としましては、一級土木施工管理技士の資格を有する等、土木一式工事について建設業法第26条に規定する主任技術者または監理技術者になり得るものであること。なお、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を終了した者であること。次に、現在他工事に配置されている主任または監理技術者にあつては、本契約時に配置できることとしております。

4つ目といたしまして、××所管内に建設業法に基づく営業所または本店があること。

5つ目といたしまして、対象工事に係る設計業務等の受託者である×××または受託者と資本もしくは人事面において関連がある者でないこととしてございます。

次に、入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。

当該工事は、4車線化に伴う交差点の改良舗装工事であり、交通量の多い国道上で交通規制を行いながら工事を行う必要がありますので、慎重な施工が求められます。このため、地元に通じた××所管内の業者のうち、施工実績や経験等を評価する総合評価方式、特

別簡易型Ⅱ型による一般競争入札を実施することといたしました。なお、応札可能業者数は46者でございました。

次に、契約金額は5,914万7,000円でございます。

続きまして、17ページをご覧ください。

こちらは、総合評価方式に関する評価調書でございます。資格者が申請した技術評価点を審査いたしまして、得られた点数を入札金額で割り返した評価値の高い者を落札者としております。

左下の総合評価結果をご覧ください。

3者の入札参加申請がございましたが、左から、入札者、税抜きの入札金額、技術評価点の順で、最後に評価値が最も高いというものが落札者となります。

本工事の予定価格は、税抜きで6,041万円、これに対しまして、落札者、×××の入札金額は、税抜きで5,377万円、評価点が110点で、評価値が2.045点となり、落札者として決定しております。落札率は89%となっております。

そのほかの附属資料でございますが、2ページが入札・見積結果情報閲覧、3ページから6ページまでが、工事概要書及び工事数量総括（内訳）表でございます。

その次の7ページから12ページが、入札公告でございます。

13ページは、入札参加者へ対象工事の概略・概算による発注である旨の周知などがございます。この工事は、公共工事の早期執行に資するために、概略・概算発注方式の対象工事としておりまして、発注時点で、詳細の図面が、別途実施中の設計業務委託で作成中であることから、図面が確定し次第、設計変更を実施しますというものでございます。

14ページから15ページが、総合評価における評価点の算出方法。

16ページが、当初の契約内容の公表。

18ページが、第1回の変更契約内容の公表。

19ページが、第2回の変更契約内容の公表となっております。

変更の理由でございますが、第1回変更は、先ほどご説明しました詳細図面が確定したことによる減額変更でございます。

第2回変更は、現地調査の結果、施工幅員の減となったことによる減額変更と信号機の移設に関して、警察との協議に時間を要したことによる工期延長の変更でございます。

その次の20ページは、工事成績評定結果表でございます。評価点が79.5となっております。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、どうぞ。

○委員

概算の発注で、詳細が決まってから変更するというところで、契約変更の公表ということなのですが、これもやっぱり工事の完成時期に近いところで、あ、そうでもないのかな。かなり半ばなのですか、すみません。でも、これぐらいかかるものなのですか、詳細。

○説明者

回答します。実際に設計のほう、実施中であつたのですが、契約から約2か月ぐらいで、

その図面等固まりました。当然、業務の進捗状況によって、若干前後はしますけれども、その間は、工事のほうの準備工とかいろいろやることもありますので、実際現場の図面が確定というのは、大体2か月後ぐらいということで、その時点で変更しております。

○委員

ちょっとご参考までに伺いたいのですけれども、設計の詳細は、工事を始める前に、再度詳細な設計をされるのか、それとも、一旦工事を始められて、様子を見ながら、詳細な設計をされるのか、それはどちらなのか。

○説明者

工事に入る前に既に設計のほうは進めておりました。

○委員

分かりました。

○委員

どうぞ。

○委員

この変更契約内容の冒頭の変更の理由のところなのですが、読み方なのですが、3行目に、工事に必要な委託業務が完了したためとありますが、それはその設計業務を担当した×××との契約が完了というか、設計内容が固まったということをもって、業務委託の終了ということを意味するのでしょうか。

○説明者

そのとおりです。

○委員

分かりました。ありがとうございます。

○委員

ほかには。

結構比較的落札率が低いのですが、何か理由で思い当たるところというのはあるのですか。

○説明者

2年間やっておりますけれども、大体こういったような平均に近い形です。大体、91とか、××所管内では、そういう。

○委員

ああ、そうですか。調査基準価格に比較的近いなと思ったものですから。

○説明者

そうですね。

○委員

この路線って、大体何区画かに分けて整備されたのでしょうかから、ここもどこか、近い、違うところも落札していたりして、経験が。

○説明者

そうですね。

○委員

ほかに何か。

特になければ、この案件はこのぐらいということで、どうもありがとうございます。

では、8番目の案件ですね。ゲート設備工事ということで、農林水産部の××所、ご説明のほど。

#### ○説明者

それでは、説明をさせていただきます。

××所の××でございます。よろしくお願いいたします。

まず、工事の概要についてご説明させていただきます。

17ページの位置図をご覧ください。

図面が、左側が北になります。ピンク色の部分が水田地帯になりまして、その水田地帯のピンク色の部分のところの外周部分、青い線が入っているのが、上側が××川、下側の部分が××川になりまして、水田のピンクの部分の細長い帯状の真ん中の部分のところには赤い線が入っているのですけれども、こちらが、××川となっております。河川としては、左下の最上流になりまして、下から図面の右上に向かって水が流れております。真ん中の部分、Pのマークが入っている部分が、××第2機場地、ポンプ場になりまして、××川の水を××川のほうに吐き出すことによって、水田の部分の湛水被害を防ぐというようになっています。

この工事は、基幹水利施設ストックマネジメント事業、××第2機場地区として行っております。

この事業は、県営事業で造成されました受益面積100ヘクタール以上のポンプ場の施設につきまして、ライフサイクルコストの低減と施設の長寿命化を図る事業でございます。××第2機場地区では、ポンプやゲートの機械設備や機場建屋の補修などの整備を令和2年度から実施しております。

今回の審議事案となっておりますのは、赤線枠内で示しております××川への排水管のゲート設備でございます。

次に、工事の概要について説明させていただきます。

18ページの図面をご覧ください。

今回の工事は、××川への排水樋管に設置されている樋門ゲートと管理橋の更新工事となります。

この樋門ゲートは、××川への流水を遮断するためのゲートでございます。樋管や吐水槽の点検時などの場合に、特に必要となる施設です。整備前は、スピンドルが、錆が発生することによって、動かなくなったりしまして、ゲートとしての機能を失ってしまいました。このため、今回の工事で、縦1.8メートル、横1.8メートルの鋼製のラック式スライドゲートに更新しました。併せて、ゲートの開閉操作のための管理橋も更新いたしました。ラック式には、ゲートの自重降下機能が備わっておりまして、緊急時など速やかにゲートを閉めることができます。

19ページの写真をご覧ください。

写真は、××川上流部分から撮影いたしました全景写真となります。上段の写真が施工前、下段が施工後の写真です。

20ページの写真をご覧ください。

こちらは、近景の写真となります。上段が施工前、下段が施工後となります。上段の施工前の写真をご覧になると、ゲート下面には、錆のため破損している状況が分かります。

それでは、1ページにお戻りいただきまして、審議事案説明書に基づきご説明させていただきます。

まず、入札方式ですが、指名競争入札方式でございます。

次に、工事名ですが、基幹水利施設ストックマネジメント事業、××第2機場地区、ゲート設備工事でございます。工事番号は記載のとおりです。

工事種別は、鋼構造物工事。

工事場所は、××市××でございます。

工事概要は、鋼製ラック式スライドゲート、更新、1門でございます。

指名業者数は12者を指名しております。

指名業者選定の経緯及び理由ですが、令和3年、4年度、建設工事等入札参加資格者名簿に鋼構造物工事として登録があり、平成18年度から令和2年度までの15年間に、県内におきまして水門設備工事を元請として施工した実績を基に受注内容を考慮しまして、12者を選定いたしました。

契約金額は962万5,000円でございます。

入札の経緯及び結果でございますが、5者は入札辞退、2者は入札書不着で、入札参加者は5者となっております。

落札者は、×××でございます。

予定価格は、税抜き904万円、最低制限価格は791万円、入札金額は875万円、落札率は96.8%となっております。

審議事案説明書に関しましては、以上でございます。

2ページをご覧ください。

添付資料としまして、2ページに、入札書取書をつけてございます。

3ページをご覧ください

3ページが、工事起工概要書でございます。

4ページをご覧ください。

4ページから12ページまでが、積算の内訳表でございます。

13ページをご覧ください。

13ページが、指名業者選定理由書になります。

14ページも指名業者選定理由書になります。

15ページが、契約内容の公表でございます。

なお、本工事では、変更契約はありません。

16ページをご覧ください。

16ページが、工事成績評価結果表でございます。

評点は76.2点で、ほぼ平均の点数となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

#### ○委員

それでは、今のご説明につきまして、委員の皆様から質問とかご意見がございましたら、よろしく願いします。

○委員

5者のうち2者が書類が届かなかったと。3者が普通に辞退ということなのですが、もし理由が分かれば教えてください。

○説明者

今回の工事につきましては、特に理由は、私のほうで確認しておりません。

○委員

分かりました。

○委員

ほかにご意見は。

選定理由書のほうを見ますと、これ見ると、茨城県の業者ってないのですかね。よく分からないのだけれども、これ、本店所在地が、埼玉、広島、福島、東京、香川とか全部関東の、業者さんが少ないのですかね、こういう、この種の工事って。

○説明者

県内の受注実績が少ないということです。

○委員

そういうことで、今回は県内の業者は指名の対象にならずということですか。

○説明者

今回は、今、こちらの県内における受注実績を考慮しまして、そこに指名をしたということです。

○委員

ほかに何か。

○委員

せっかくだから、茨城県の業者さんにもというような感じじゃないのですか。ちょっとざっくり言うと。

○説明者

一応、本店が、他県であっても、支店のほうが県内にあるということで、その点は。

○委員

これ本店なのですね。なるほど。失礼しました。分かりました。

ほかに。

○委員

入札と関係ないのですけれども、施工後のこの写真を見て、この色というのは、どうやって決まるのですか。

○説明者

青の部分という、基本的には、改良区様と協議させていただいていることが多いです。ただ、一般的には青が多いということで、一般的には青ですというお話をさせていただければ、では青かなというような形になります。そういうことが多いかと思います。

○委員

分かりました。何かしら工夫というのかな、その地域の人たちとか、いろいろなことから決めていくということがあってもいいのかなと。これ、感想ですけれども。

○委員

ほかに。

なければ、この案件はこのぐらいということで、どうもありがとうございます。

では、9番目の案件で、水路付け替え工事ということで、××所さんのほうからご説明をお願いいたします。

#### ○説明者

××所の××でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、このまま着座にて説明させていただきます。

9件目の事案、××所で発注いたしました水路付替工事（その2）につきましてご説明させていただきます。

失礼ですが、10ページの位置図をご覧ください、審議事案の工事は、××市、この位置図によりますと、××市の××川右岸近傍から、近傍の××号より分岐して、××市街地を経て、××市へと至る日本国内有数の水郷と言われる××と××を結ぶ県道××線の緊急輸送道路ネットワークの強化や××などの観光施設等の利用促進を目的とした事業でございます。

本工事は、現在2車線で供用している県道××線を4車線化の整備を進める上で、××市土地改良区が管理する排水路が支障となったことから、その排水路を、失礼ですが、13ページをお願いします、13ページは、標準横断図を描かせてもらっております。緑色のラインが現況のラインでございます。緑色のラインが道路拡幅により、水路が支障になるということで、それを赤色、左側のほうに移設する工事の一部となっております。

それでは、1ページにお戻りください。

次に、工事の概要について説明させていただきます。

入札方式につきましては、随意契約でございます。

工事名は、03国補×××号、水路付替工事（その2）でございます。工事種別は、土木一式でございます。

工事の場所は、県道××線、××市××地内でございます。

工事概要は、工事区間延長、L=165.7メートル、主な工事は、土留復旧工、L=42メートル、ブロックマット工、A=55平米、仮設工1式でございます。

随意契約の理由といたしましては、本工事は、令和2年度予算で発注し、×××と契約した02国補×××号水路付替工事、以降、前工事と言わせていただきます、そちらに附帯するため、令和3年度予算により×××と随意契約した工事でございます。

詳しい内容は、前工事の契約後、×××が現場を精査したところ、失礼ですが、14ページにありますように、既存水路の水位が高いことによる水替工の追加のほか、同写真の外側に設置されているような水路のり面の侵食防止のためのブロックマット工の追加や、失礼ですが、また15ページをお願いします、15、16ページにありますように、地下水位を低下させ、床掘掘削をするためのウェルポイント工法などが必要となりました。それらを変更契約で追加しようとしたことが、時期が年度末ということもあり、令和2年度予算が足らず、変更対象となる全ての工種に対応することができなかったことから、前工事のブロックマット工などの一部を令和3年度予算にて、×××と別途随意契約で対応したものでございます。

契約金額は、税込み396万円でございます。

2 ページは、入札書取書でございます。

3 ページが、工事起工概要書。

4 ページから 5 ページにつきましては、工事数量総括表となっております。

次に、6 ページでございます。

随意契約の内容と相手の選定理由の公表につきましては、工事概要及び契約相手の選定理由は、審議事案説明書と同じ内容となっております。

令和 4 年 3 月 18 日に見積合わせを行い、予定価格414万7,000円に対しまして、落札金額396万円に契約しております。落札率は95.5%となっております。なお、予定価格につきましては、各諸経費率を調整し、前工事の設計変更と同様の処理をして算出しております。

次に、変更契約の内容につきましては、コンクリート工 1 式を追加変更しております。

変更の理由でございますが、17ページ、本工事区間、これは赤く全部染まっている区間が今回の工事範囲となっております。その一部に、濃く赤く示している部分があるかと思いますが、本工事区間に隣接している農機具倉庫が工事の影響により、18ページ、19ページにありますように、土間コンクリートの部分が沈下やひび割れが発生してしまったことから、その修繕を行ったものでございます。

20ページは、その完成の写真でございます。

戻りまして、8 ページ、工事成績評定表でございます。令和 4 年 6 月 30 日に工事が完了し、評定点は79.1点でございます。

以上で私からの事案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員

では、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお問い合わせいたします。

○委員

7 ページの変更契約についてお伺いしたいのですけれども、まずこの農機具倉庫における土間コンクリートの沈下、ひび割れというのは、どういう原因で起きたのか。そして、それが今回の工事の、ちょっと言葉の使い方、あまり気にしないで言いますと、施工ミスみたいなもので影響が出たのか、それとも、前の工事のその影響で出ているのか、原因が特定されているなら、それを教えていただいて、それを当初の設計では予測できなかったことを契約の変更ということで修正されて契約されていると思うのですけれども、このような、工事を行ったことによる周辺への影響みたいなもの、工事の中の変更影響という形で処理をすべきものなのかどうかということについて、ちょっとお伺いいたします。

○説明者

こういう建物が隣接している場合、主に、工事損失の事前調査というものをやっております。その現場に入る前に、建物の現況を調べて、工事が終わった後、どれだけ、影響を与えたというものがあまして、事前調査をやった上で工事を進めております。今回の工事、矢板も打っていますし、ダンプトラックとかも出入りするということで、やはり振動は多少していると思います。その結果、工事が終わった後、一通りの改良工事が終わった後、再度調査した結果、こういう結果となり、要は、前と後で比較できるものがありました。

たので、それでこの工事の変更で対応しました。

○委員

ありがとうございました。今回の工事によって生じたものだという事ということで、多分、言わずもがなというか、そういう影響が起きないように施工方法を採用されていると思うのですけれども、それでも起きてしまったことについては、この工事の中で処理をするという考え方なのですね。

○説明者

ケース・バイ・ケースになります。人によっては、その補償金で相手方がやる場合もありますし、今回、建設業者さんがいますので、それであれば、本人の了解を得れば、業者さんが直接直していいですよという場合もあります。

○委員

別に、広い意味で取ると、当初設計とかでそういうもので考慮できなかったということも言えるかなと思ったのですけれども、実際的にケース・バイ・ケースということで了解しました。ありがとうございます。

○委員

ほかに。

どうぞ。

○委員

今の倉庫の話、同じなのですからけれども、この資料の11ページと17ページを見ると、17ページ、大変字が小さいのですけれども、この赤いところに農業用倉庫があるということなのですかね。

○説明者

そうです。

○委員

これ、11ページというのは、そうすると、何の図面なのでしょう。

○説明者

これは、工事の全体の範囲を示したものでございます。

○委員

農業用倉庫って、いつ建ったのですか。

○説明者

工事が始まる前です。

○委員

では、11ページでは、農業用倉庫の下の部分も何か工事するという事なのですか。

○説明者

これは、実際の現場と図面が若干間違っていて、一番赤い図面で言いますと、一番上というのですか、一点破線で示している部分の幅が、

○委員

11ページですか。

○説明者

すみません。一番上。一点破線。

○委員

L型の法尻みたいなところですか。

○説明者

L型水路というふうには書いてあるのですが、その一点破線で示している部分の幅というのですかね、ここは、工事用道路として使っていて、実際は、倉庫を迂回して工事用道路として使っていました。

○委員

そうなのですね。

○説明者

ちょっと私のほうから補足させていただきます。

11ページの図面ですと、工事用道路が表現されていなくて、この倉庫につきましては、従前、こちらの斜めの線が両側に、上と下に細かく書かれているところが水路になるのですけれども、その水路上に建っていたのです。それが支障となりますので、工事用道路上に移設しているというようなことで、一旦そちらのものも、損失補償というか、移転の費用も、移転するということで補償もさせていただいているのですけれども、その移転した先において、矢板の引き抜きとか、工場用車両の振動等によりコンクリート土間にひび割れが発生したという、こちらでは、そういったことで鑑みまして、補償をさせていただいたと。

○委員

分かりました。これ結構大きいのですか。写真を見ると、まあまあ大きいのでしょうかね。今回の随意契約の金額が400万円程度ですよ。それで、変更契約で、450万円の増ということは、大本の工事費よりも高かったということなんですよ。

○説明者

この随意契約単体で見るとそうなるのですが、そもそも随意契約したものが、前工事と一体化しているもので、前工事が1億円を超えているということ。

○委員

いずれにしても、土間の修繕で450万円というのは、結構な金額だなと思うので、大変大きな倉庫なのかなと思って、ちょっとご質問したのです。

○説明者

広い倉庫で、古いひびが入った土間を全部取って、処理して打ち替えています。シャッターが閉まらない状態とかありましたので、全体的にもう土間全体が歪んでいたということです。土間全体を打ち替えるということにしていますので、その撤去費とか。

○委員

床の鉄筋なり何かも、もうやり替えたということですね。

○説明者

撤去処分費もです。

○委員

分かりました。

○委員

どうぞ。

○委員

変更契約のところなのですけれども、この農機具倉庫が工事によってひび割れが発生したということは分かったので、農機具倉庫の所有者にしてみれば、補償を受ける意義があるのは分かるのですけれども、そのときに、県と×××のどちらが負担すべきかということの負担割合といいますか、そこの精査というのはされているのでしょうか。されているとすれば、どのようにされたのか、教えていただければなと思うのですけれども。

○説明者

特に、施工手順を誤ったとか、こちらで指定した機械を持ってこなかったとか、そういうことはありませんでしたので、事業の中の損失ということで、こちらのほうの負担というふうにしております。

○委員

一応工程を経ているといいますか、期待されていることはやっているのか、これについては、県のほうで全額見るというお考えに至ったということですか。

○説明者

はい。

○委員

ありがとうございます。

○委員

ほかにご質問、ご意見等は。

どうぞ。

○委員

その場合、この農機具の小屋のほうの工事は、やはりこの同じ×××でないと駄目なのですか。

○説明者

関わる機材とか、処分とかありますので、あと工事用道路とか車両とかもすぐ用意できますので。

○説明者

補足させていただきます。

この倉庫の持ち主さんのほうから、すぐ対応してくれということのご要望がございまして、改めて補償工事を公告してということだと、多少時間、1か月程度かかってしまいますので、その所有者さんのご要望にお応えする形で、もう現地に入っている×××のほうに工事をお願いしたということでございます。

○委員

ありがとうございました。では、この案件はこのぐらいということにしましょう。どうもありがとうございました。

では、最後の案件ですが、道路舗装修繕工事ということで、××所さんのほうから、ご説明をお願いします。

○説明者

××所の××でございます。担当者も同席させていただいておりますので、どうぞよろ

しく願います。

着座にて説明させていただきます。

お手元の資料ナンバー10の案件についてご説明をさせていただきます。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。

審議事案説明書でございます。

入札方式は、総合評価方式による一般競争入札です。

工事名は、03県単×××号です。道路舗装修繕工事となります。

工事場所は、国道××号、××市××町地内です。

この位置図につきましては、23ページをお開き願います。

××所管内の位置図でございますが、赤丸で着色した位置が工事箇所となります。管内の主要幹線道路は、南北方向に国道××号、東西方向に国道××号と国道××号が通っております。国道××号は、××部を横断する重要な幹線道路でございます。××町と××市を結ぶ第1次緊急輸送道路として位置づけされております。工事箇所は、アスファルト舗装の経年劣化により、著しいひび割れが多数発生しており、安全かつ円滑な通行に支障が出ていたことから、早急な対策が必要でございました。

1ページに戻っていただきまして、工事概要でございます。

延長は420メートルとなります。既設のアスファルト舗装を削る路面切削工がA=2,890平米、切削後に行うアスファルト舗装が、表層工でございます。こちらもA=2,890平米、外側線やセンターラインが区画線工になりますが、こちらが、L=1,260メートルとなっております。

平面図が24ページから25ページに、工事の着工前と完成後の写真が26ページに掲載されておりますので、併せてご覧いただければと思います。

1ページに戻っていただきまして、入札参加資格でございますが、予定価格が税込み1,914万円となり、1,000万円以上となりますので、舗装工事の格付がA等級であること。

茨城県内において、過去10年度以内に国、地方公共団体、公団等が発注した交通規制を伴うアスファルト舗装工事を元請として施工した実績があること。

主任技術者または監理技術者を対象工事に配置できること。

それから、地域要件として、××所管内または××所管内に主たる営業所、または本店があることとしております。

入札参加資格設定の経緯及び理由につきましては、本工事は、現道のアスファルト舗装を5センチ削り取った後に、新たに5センチの舗装をし直す工事でございますが、交通量が多い現道上の施工になりますので、交通規制を伴う安全管理、施工管理、品質管理が求められるため、標準的な舗装修繕工事ではありますが、総合評価方式で入札を実施いたしました。

また、地域要件としましては、××所管内の入札参加を満たす業者数が10者であることから、工事現場に近い××所管内を含めて地域要件を設定し、応札可能業者数を24者としております。

今回の工事については、地域生活に密着したインフラ整備であり、災害対応を含む地域の維持管理を担う地元建設業の健全な育成の観点から、30者未満の設定としております。

それから、入札の結果でございますが、2ページの中段の表の落札結果をご覧ください

たいと思いますが、入札参加者は6者であり、その中で、一番少額な金額を入れた×××が落札をしております。

1 ページに戻っていただきまして、契約金額は、税込みで1,815万円です。落札率は94.8%でございます。

3 ページは工事起工概要書でございます。

4 ページから5 ページが積算内訳表となります。

6ページから16ページまでが、入札公告書となります。

17ページから18ページまでが、総合評価方式の評価点の算定方法でございます。

総合評価特別簡易 I 型の地域内拠点あり、登録基幹技能者の配置ありの114.5点満点になり、評価をしております。

19ページが、公表した契約内容でございます。

20ページが、総合評価方式に関する評価調書でございます。入札金額を踏まえ、最も評価点が高い×××が落札者に決定いたしました。

21ページが、変更した契約内容でございますが、現地で詳細調査の結果、終点側付近にある××橋で、東日本大震災の際に実施した段差の擦りつけ舗装、こちらが厚さが2センチ程度で強度面で劣りますが、この擦りつけ舗装が残っていることが判明したことから、擦りつけ部も正規の舗装厚さで修繕することで、車両走行の安全性、円滑性を確保するため、95万7,000円の増額となっております。

22ページが、工事成績評定結果でございます。評定点は79.4点でございます。

23ページが、先ほどご覧いただいた位置図です。

24ページから25ページは、工事区間の平面図。

26ページが、工事した当該の完成の写真となっております。

以上で、私からの説明を終わりにさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いたします。

○委員

では、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等ございましたら、よろしく願いたします。

すみません、よく分かっていなくて。段差擦りつけ舗装が残っていて、延長して、それでどういう工事をするのですか。

○説明者

工事の終点側のほうに××橋という橋がありまして、そこが東日本大震災のときに、2センチほど沈下してしましまして、段差になっていたのです。そこを応急的に、2センチの擦りつけをやっていたものだから、ほかの区間に比べると、表面上はそれなりにいい舗装に見えたのです。それで、当初は、発注の段階では入れていなかったんですが、発注後に施工業者による詳細な調査、これは現地にコアボーリングを抜きまして、厚さを確認するのですけれども、その結果、状態がよい舗装厚さが2センチしかない、その下は悪い舗装であったというのが確認できたものですから、その部分を当初の設計数量に増額して施工させたというようなことです。

○委員

見た目では分からなかったから、最初は入っていなかったのですね。

○説明者

そういうことです。

○委員

分かりました。

あと、ほかには。

では、なければ、この案件はこのぐらいということにいたします。どうもありがとうございました。

それでは、審議事案は以上で終わりましたので、2番目の一般競争入札における1者応札を無効とする取扱いの現状及び課題についてということで、事務局のほうからご説明を。

○説明者

それでは、長時間にわたるご審議ありがとうございます。もうしばらくお時間いただきまして、事務局からご説明をさせていただきたいと思えます。

1者応札を無効とする取扱いの現状及び課題についてということで、昨年度、それから、一昨年度、委員の皆様方には、1者応札の取扱いについてご審議をいただいております。今年度は、継続してご審議をいただきたいということで、ご説明をさせていただくことになりました。

まず、資料をご覧になっていただきまして、一番上です。

1者応札を無効とする取扱い、こちらは、委員の皆様ご案内のとおり、1者応札については、現在、原則無効とするというような取扱いをしているところです。

2としまして、その経緯ですけれども、こちら、委員の皆様ご案内かと思えますけれども、確認のためご説明をさせていただきたいと思えます。

まず、平成22年の2月、一者応札について、当委員会、それから、茨城県の監査委員事務局のほうから、1者応札については、競争性が確保されているか、あるいは入札参加条件については、適正であったのか等の指摘がございました。これを踏まえまして、当委員会のほうでご審議をいただいたところです。

同じく2月に、その審議の結果を踏まえて、当委員会の皆様から茨城県知事に対して、建議をいただいております。その内容につきましては、括弧に記載のとおり、1者応札については、競争性に必ずしも問題なしとは言えず、また、県民感覚からも改めることが適当であるということで、速やかに必要な措置を取られたいという内容でございました。

こちらの建議を踏まえまして、平成22年4月に、1者応札を無効というような取扱いを始めたところです。その後の経緯ですけれども、平成23年8月、ご案内のとおり、茨城県境地区におきまして、談合事件が発生しまして、公正取引委員会が、茨城県に対して、改善措置要請を行うといった事態が発生いたしました。これを受けまして、平成24年4月に、従来、応札可能業者数20者であったところを30者以上に拡大をして、入札の競争性あるいは公平性の担保を図ったということになっております。

その後の経緯ですけれども、先ほどご説明しましたように、令和3年度以降、1者応札の取扱いについて、当委員会で継続審議をいただきまして、令和3年2月に、県外業者を含む場合は、1者応札を有効とする取扱い、それから、昨年度の審議結果を踏まえまして、令和5年1月からは、格付5業種以外の専門工事については、応札可能業者が30者以上確

保している場合には、1者応札を有効ということで、いずれも、競争参加資格要件の緩和がこれ以上できないということで、このような取扱いにしたところでございます。

次に、3の現状ですけれども、まず(1)の発生状況です。

令和3年度につきましては、1者応札30件発生しております。今日、差し替えのほうで、一覧表をお配りしておりますけれども、こちらのほうの30件は、令和3年度に発生した事案の一覧となります。

その下の表ですけれども、こちらは、全体の中で、1者応札がどれぐらい発生しているかというものをデータで示したものでございまして、令和3年度につきましては、右側の割合、これは発生率になりますけれども、5.6%ということになってございまして、その下の括弧、平成20年度、こちらは、先ほど1者応札、平成22年度から始めておりますけれども、その前の状況と比較するというので、平成20年度においては7.5%の発生率で、それよりは、現在は低下しているということになっております。

なお、ここでこの表の1者応札の件数、(b)ですけれども、134件となっておりますけれども、こちら、先ほど30件と申し上げました無効としたもののほかに、県外業者を含むような場合だとか、再公告の場合で、やはり1者だったという場合には、有効としておりますので、それらを含めて134件という数字になっております。

続きまして、2ページをご覧くださいまして、1者応札の発生理由ですけれども、こちら、発注機関による分析ではございますけれども、どのような理由で1者応札が発生するかということ整理したものでございます。

3つございまして、まず1つ目、一番多いのが、技術者の不足ということで、主な理由としましては、そこに記載のとおり、同じような工事が同じ時期に発注しているの、技術者が不足しているとか、それから、入札段階で、やはり技術者が配置できず辞退というようなことで、30件のうち21件ということになっております。先ほどご説明しましたように、同時期に発注しているということで、やはり公告、発注の時期が7から10月に集中しているということが、その背景になっているかと思われま。

それから、2番目は、工事の特殊性で、こちらは30件のうち6件ということで、具体的には、アスベストの除去の工事、あるいは、警察が発注する警察の施設であったということから、敬遠されたということが推定されております。

それから、3つ目としましては、その他ということで、こちらは、昨今の新型コロナの影響で機材の調達がなかなかできないとか、そういった理由でその他が3件となっております。

続きまして、(3)ですけれども、1者応札を無効とする契機となりました経緯の、記載のとおり、競争性が確保されているのか、あるいは、入札参加条件の設定が適正であったのかということについて、昨年度発生しました1者応札30件、こちらを検証したところ、検証のポイントとしては、会計検査院が、1者応札の原因として3つの要件を示しております。

まず①です。1つ目は、①公告は、事業者等に等しく周知できるような方法で、期間も十分確保されているか。②必要最小限で、具体的かつ明確な要件になっているか。③特定の製品名等を記載していないというようなところを会計検査院が示しているところですが、この3要件に照らして、今年度の30件、事務局で検証しましたところ、いずれも適

正に実施されているということが確認されております。そちらにつきましては、後ほど一覧表のほうに丸で記載をしておりますので、ご覧いただければと思います。

続きまして、(4) 無効(とりやめ)とした案件のその後の対応状況について整理したものでございます。

30件ありまして、対応状況としては、参加資格の見直しを行うわけですが、見直しの仕方としては、格付の見直し、地域要件の見直し、施工実績の見直し、工事内容の見直しというような形で対応がされております。

それから、右側、再度公告、2回目の公告をした場合の入札者の数ですが、やはり2回目も1者であったという案件が30件のうち13件という結果になってございます。

続きまして、(5)、今申し上げました2回目の公告、再度公告によって事業にどのような影響が生じているかということですが、こちらでも、一覽表に記載のとおり、どの案件もおおむね1か月から2か月の遅延が生じているところです。案件によりましては、3か月以上の遅延が生じている場合もございます。こちらについては、具体的にどのような事業への影響が生じているかと申し上げますと、工事計画の立案に当たりましては、道路及び河川の管理者、それから、土砂の搬出先、警察、地権者、このような方々、多くの方々と調整を行う必要があるということになるのですけれども、これが再度の公告になると、これらのやり直しで、再度の調整が必要となることがございます。

それから、3ページ、河川の工事あるいは港湾の工事は、気象条件によりまして、施工時期が限定されます。したがって、施工時期を逃してしまいますと、事業に大幅な遅延が生じたり、それでも完成させなければならないといった場合には、余裕がない工期での施工を余儀なくされるといったような事業への影響が生じているところです。

続きまして、4番目ですが、国及び他県の1者応札の取扱いの状況ですが、(1)の国ですが、国につきましては、以前から1者入札を有効としているところです。

(2)、こちらは、他県の状況ですが、全て有効としているところは38団体、割合としては8割です。条件付き有効は9団体、約2割、それから、全て無効としているところは、現在ございません。

括弧は、平成21年度ということで、茨城県で1者応札を無効とした取扱いの前の状況をお示ししているところです。平成21年度当時は、全て無効にしているところが3団体ございましたけれども、今はございません。

それから、全て有効にしているところは、括弧内の平成21年度は33団体でしたけれども、今は38団体ということになってございます。

それから、最後の課題ですが、ただいまご説明しましたように、現状を分析しましたところ、入札参加条件の設定は適切に行われております。それから、応札可能業者数も30者以上確保されているといったような状況でございます。

それから最初に、平成24年度、これは境地区の事件を契機にした措置でございますけれども、応札可能業者数、かつては、20者でしたけれども、30者以上に拡大しておりまして、1者応札を無効とした平成22年当時と比べ、競争性は向上していると考えられます。

一方で、今、ご説明しましたように、1者応札を無効とした場合、再度公告が必要となりますので、それによる事業の遅延が生じているといった現状もございます。このため、事務局としましては、競争性を適切に確保しつつも、事業を円滑に進める取扱いを検討す

る必要があると考えておりました、次回の当委員会で、1者応札の個別の事案、これを2事案ご審議いただきますとともに、ご審議結果を踏まえまして、今後の1者応札の取扱いについても、併せてご審議をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員

今のご説明ありましたとおり、詳細な審議は次回なのですが、ただいまのご説明に対しまして、ご意見とか、疑問がありましたら、ちょっと皆様からお伺いしたいと思いますが、よろしくお願いします。

○委員

ご説明ありがとうございます。私の理解では、1者応札を無効にしていたのだけれども、だんだん苦しくなってきたので、1者応札、でも一応条件付きで有効にしてあるので、さらに条件を緩和したいというご提案だと思っておりますけれども、やられてきたこととか、取組については、私もそういうふうに行われているので、これではようがないなら、そっちのほうも緩めていくのも手かなと思っております。2ページ目の発生事由のところ、工事の特殊性というのがあるのですが、2つ目ですね、警察施設の特殊性から敬遠されているという。敬遠されているということは、発注側でさらに工夫する余地があるというような意味で書かれているのであれば、そこも、これも検討されるということなのかなというふうに思いますけれども。

あと、技術者の不足についても、建設業界全体の流れからして、やむを得ないところもあるかと思いますが、発注時期を工夫されるとか、そういうものもあると思いますので、今のところ、全面的にオーケーというふうに、必要もないのかもしれませんが、という感じで、徐々に段々と、他県との比較でいうと、そういうような流れになってきているのかなというふうに思いますけれども。

ちょっと気になるのは、談合事件を起こしているということもちょっとあって、そういうところというのは、大体どんなふうを考えればいいかなと。もし何か検討されているのであれば、教えてください。

○説明者

ありがとうございます。まず1点目の警察施設の特殊性から敬遠についてなのですが、委員のご指摘のとおり、次回のご審議のときに、まさにこの事案を具体的に発注機関から説明をいただいて、ご審議をいただきたいと思っております。

それから、2点目の技術者の不足については、委員ご指摘のとおりでして、こちら、技術者が不足しているから仕方がないというようなこともあるのですが、一方で、発注時、委員ご指摘のとおり、発注時期の工夫は必要なのではないかということですので、そちらは、実は、私どもも施工時期の平準化ということで、現在も取り組んでいるわけなのですが、1者応札の発生をなるべく少なくするという意味でも、そういったことを積極的にこれから推進していかなければならないということで、これも、次回の委員会の際に、事務局からの提案ということで盛り込ませていただければと思います。

それから、3点目の境の事件ですが、やはりそれはきちっと私どもも意識しなくてはならないと考えておりました、今回も、最後の課題のところにも書いたのですが、

も、単に事業を円滑に進めるためだけに取扱いを見直すということではなくて、やはり競争性ですとか、公平性を適切に確保することが前提ですので、そういったことを念頭に置いた取扱いの見直しというか、そういったことを次回、ご提案をさせていただければと思っております。

以上です。

○委員

ありがとうございます。1者応札は、別の面から見ると、変な言葉を使いますけれども、魅力的な工事ではないということもあるのですよね。だから、通常は、予定金額がちょっとけちけちしているとか、そういうような魅力を高めるような、何かうまいこと発注していくと、もしかしたら、応募しようかなど。そういうことによって、いろいろな企業の方に工事を経験してもらって、茨城県内、近県も含めて、建設業界が健全に発展していくという面もあるかと思っておりますので、いろいろご検討、いろいろな面からご検討をお願いしたいと思います。

○説明者

ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。なので、私どもとしましては、仮に、今後1者応札の取扱いを見直したとしても、委員がおっしゃったように、なぜ1者応札が発生するのか、それは、技術者の不足なのか、それとも魅力が足りないのか、そういった分析、そういったものは、継続してやっていかなければならないと考えております。

○委員

ほかには。

どうぞ。

○委員

ちょっと確認なのですが、今日の審議の中で、ナンバー2の一般競争入札、入札参加者が1者というものがあつたと思うのですが、それは、ここでいう令和3年2月、県外業者を含む地域要件を設定した場合は、1者応札を有効にしたという条件付き有効、これに該当したということですよね。

○司会

おっしゃるとおりです。

○委員

ちょっと不安になりながら、お聞きするわけにもいかないと思っていたのですが、分かりました。ありがとうございます。

○委員

ほかには。

次回に詳しい審議なのですが、既に緩和された中で、最後ご提案があつたということは、より緩和の方向か、あるいは場合によっては、1者応札を原則的にもう有効としていくという方向を踏まえての審議をこちらでしてほしいというご意向なのでしょうね。

○説明者

先ほど委員からのご指摘もありましたように、やはり、私ども、境の事件ということがございますので、無原則に1者応札有効ですということは、なかなか今の時点でできないのかなと認識しておりますので、そこは繰り返しになりますけれども、入札の公平性です

とか、競争性をきちっと確保した上で、取扱いを次回、ご提案をさせていただければなど思っております。

○委員

分かりました。では、そういうことも頭に入れながら、委員の方々にもいろいろご検討いただきながら、次回を迎えたいと。

以上で、私のほうの役が終わりましたので、事務局のほうで、よろしく申し上げます。

(以下、進行など省略)